

遺産分割と遺贈の相続税実務

～遺産分割に関する知識、対応及びリスクの解説～

相続税は相続開始から10か月が申告期限ですが、近年は相続人の主張も強く、未分割で申告書を提出せざるを得ないことも多くなってきました。未分割で申告した場合のデメリット、財産評価及び所得税の取扱い、遺産分割が確定した場合の問題点及び手続き、遺留分侵害額請求があった場合の手続き等、2018年以降に改正された民法(相続法)の取扱いの要点を含め、実務的な解説をします。

概要

- 相続の承認と放棄
 - ・単純承認、相続放棄、限定承認の留意点
- 遺産分割又は未分割の場合の申告手続きと留意点
 - ・連続して相続があった場合の取扱い
 - ・一部分割があった場合の未分割財産の申告
 - ・未分割で申告する場合の手続き
 - ・未分割を放置した場合のリスク
- 遺贈
 - ・遺言に係わる民法の改正点
 - ・包括遺贈と特定遺贈の取扱い
 - ・遺贈と相続税の取扱い
- 遺留分侵害額請求の留意点
 - ・遺留分侵害額請求がされている場合の相続税の申告
 - ・遺留分侵害額請求確定による相続税の取扱い
- 遺産分割に関する近年の改正
 - ・配偶者居住権と評価
 - ・遺産分割の期限

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

講師

MJS税経システム研究所 客員研究員

税理士 武田 秀和 (たけだ ひでかず)

略歴：昭和50年4月 東京国税局総務部採用(国税専門官第5期) 以後、東京国税局資料調査課、東京派遣監察官室、浅草、四谷、東村山、杉並各税務署資産課税及び法人課税部門に勤務
平成20年8月 武田秀和税理士事務所設立

主な著書：『相続税の重要テーマ解説』『贈与税の重要テーマ解説』『一般動産・知的財産権・その他の財産の相続税評価ポイント解説』『遺産分割と遺贈の相続税実務ポイント解説』以上税務研究会、『小規模宅地等の特例』『不動産の売却にかかる譲渡所得の税金(第2版)』、『譲渡所得の基礎・徹底解説』、『相続税調査はどう行われるか』、『借地権(第3版)』以上税務経理協会 他多数

受講料

当日会場受付にて申し受けます

- 近畿税制研究会 会員(1名) ……無料
- 同上 2名以上1名につき ……1,100円(税込)
- 会員以外の税理士会 会員 ……7,700円(税込)

※テキストのみの販売はいたしておりません。

※本研修会は近畿税理士会の「研修規則」に定める36時間研修に該当します。

日時

2025年1月17日(金) 14:00～17:00 (13:30開場)

会場

神戸三宮東急REIホテル 神戸市中央区雲井通6-1-5
3F ボールルーム TEL: 078-291-0109

定員

70名
(先着順/定員になり次第締切)

研修受講申込書 FAX : 06-6312-3699 ※申込締切日 1/8 (水)

貴所名

受講区分

会員 ・ 非会員

ご住所

 〒

TEL

FAX

受講者名

税理士登録番号
※必須

※お申し込みの際にご記入いただくお客様の個人情報は、受付業務にあたり名簿作成を行いお客様へ対応する上で必要なものです。また、今後開催される研修会のご案内をするために、お預りした情報を利用させていただくことがあります。当会では、記入していただいた情報を適切に管理し、お客様の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。ご案内が不要なお客様は、当会にお申し付けください。

◆入会ご希望の場合は、右記に☑をつけてください。入会申込書をご送付いたします。

入会申込書希望

お問い合わせ先

近畿税制研究会 事務局 担当：梅原 <https://www.kinzeisei.com>

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F TEL:06-6312-3690